

## 指定法人への指導監査結果について



# 指定法人への指導監査結果について

- 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会を指定している。
- 厚生労働省では、指定法人に委託している戦没者遺骨収集等事業について、毎年1回指定法人の事務所へ立ち入り、法令等に基づき適正に実施されているかについて指導監査を実施している。

## 1 令和3年度指導監査結果（概要）

### **(1) 有識者会議における構成員からの助言・意見に対する対応状況**

令和2年度第4回有識者会議（令和2年12月17日開催）において、令和2年度指導監査（令和2年8月5日、6日実施）の結果を報告した際に構成員から助言・意見をいただいております。当該助言・意見を踏まえた指定法人の対応状況についての報告。

### **(2) 令和2年度指導監査における指摘事項への対応状況**

令和2年度指導監査（令和2年8月5日、6日実施）において厚生労働省が指定法人に対して指摘を行っており、当該指摘を踏まえた指定法人の対応状況についての報告。

### **(3) 令和3年度指導監査における指摘事項とその対応状況**

令和3年度指導監査（令和3年9月9日、10日実施）において厚生労働省が指定法人に対して指摘を行っており、指摘事項とそれを踏まえた現時点における指定法人の対応状況についての報告。

## 2 令和3年度指導監査結果を踏まえた課題と対処方針

令和3年度指導監査（令和3年9月9日、10日実施）において把握した課題と対処方針についての報告。

# 1 令和3年度指導監査結果（概要）

## 指導監査日時

令和3年9月9日（木）～10日（金）

## （1）有識者会議における構成員からの助言・意見に対する対応状況

指定法人における令和元年度の事業実施状況に対して、令和2年8月5日、6日に指導監査を実施し、令和2年度第4回有識者会議（令和2年12月17日開催）において、その監査結果を報告した。その際に構成員から助言・意見をいただいております。当該助言・意見を踏まえた指定法人の対応状況は以下のとおりとなっている。

- **月次契約状況報告書については、作成だけが目的ではなく、妥当な契約が締結されているかを適切な立場の者が確認できる内部体制が確立していることが重要であること[竹内構成員]**

参考(令和2年度指導監査における「口頭指摘」(3)月次契約状況報告書の作成)(後掲。4頁)

指定法人の会計規程において、毎月、整備するよう定められている月次契約状況報告書が作成されていなかったため、これを作成するよう指導。

- ➔ 経理担当が月次契約状況報告書を作成し、契約責任者（専務理事）や関係者（経理担当、各事業担当）が定期的に月次契約状況報告書を確認し適切な契約や支出がなされているかの確認が行われている。また特定の者だけで業務が行われることがないよう各事業担当と経理担当が連携し、複数名による決裁の確認が行われているなど内部体制が整備・運用されている。

- **支出の決定における決裁区分の委譲が適切であること、また、少額の支出においても事後的なチェックが定期的に行われることが重要であること[竹内構成員]**

参考(令和2年度指導監査における「助言」(1)支出の決定における決裁権限の整理)(後掲。4頁)

支出の決定にかかる決裁については、内規(決裁事務取扱区分)により支出の金額等により決裁権者を区分することになっているが、実際は全ての支出の決裁について専務理事が決裁を行っていたため、適切な決裁処理を行うよう助言を行った。

- ➔ 支出の決定に係る決裁については、令和2年8月31日に内規(決裁事務取扱区分)の見直し(※)を行い、令和3年3月まで試行的な運用を行った。その結果、専務理事の決裁業務の負担が軽減されるとともに、有識者会議構成員のご意見でもある適切な決裁区分の委譲が実施できていると判断できたため、令和3年4月以降、見直された内規に基づいて適切な決裁処理が行われている。

なお、少額の支出については、毎月の支出状況を経理担当が月次試算表を作成し、専務理事が不適正な支出がないか事後的なチェックを行っていることを確認した。

※ 見直された内規では、原則10万円以上の支出は専務理事が決裁権者となり、10万円未満は部長が決裁権者となっている。

- **厚労省の指導監査等の指摘事項等について、タイムリーに理事等に情報共有することが重要であること[熊谷構成員]**

- ➔ 指導監査等において法人の運営に関する指摘などがされた場合には、従来から速やかに理事へメール等によって報告が行われている。また、遺骨収集の派遣等に関する重要な事項についても同様に理事への速やかな共有が従来より図られている。

## (2) 令和2年度指導監査における指摘事項への対応状況

指定法人における令和元年度の事業実施状況に対して、令和2年8月5日、6日に指導監査を実施し、指摘を行った。厚生労働省からの指摘事項に対する指定法人の対応状況は以下のとおりとなっている。

### 令和2年度指導監査における「文書指摘」

#### 代表理事の職務執行状況の報告

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款において、代表理事（会長、副会長、専務理事）は、職務執行状況を理事会に対して年度毎に最低でも4ヶ月を超える間隔で2回の報告（※1）が必要とされているが、令和元年度については、報告が年度で1回のみ（第16回定時理事会（令和2年3月26日開催）において1年分の職務執行状況を報告）であったため、年度内に最低2回の報告を行うよう指導。

※1 報告をするにあたっては、対面形式又はWeb形式で開催された理事会において報告をする必要がある。

⇒ **口頭指摘**（令和2年度の理事会における代表理事の職務執行状況の報告については、令和2年11月及び令和3年3月の理事会（書面評決）において2回の報告が行われたが、いずれも新型コロナウイルスの影響等により、対面又はWeb形式による報告が行われなかった。なお、令和3年6月の理事会においては対面形式で1回目の報告がなされた。また、今回の指導監査において、2回目の報告についても法令に則した対面又はWeb形式で行う予定（※2）であることを確認し、一定の改善が図られていることから、口頭指摘とした。）（後掲。6頁 [口頭指摘（3）代表理事の職務執行状況の報告を参照](#)）

※2 令和3年11月の理事会において、対面形式で理事会が開催され、2回目の代表理事の職務執行状況の報告がなされた。

### 令和2年度指導監査における「口頭指摘」

#### ① 個人情報保護体制の整備

個人情報の保護規程において定められている個人情報保護監査責任者が、専務理事から選任されていなかったため、規程で定められた体制を整備するよう指導。

⇒ **改善**（個人情報保護監査責任者を選任して個人情報の保護規程に定められた体制を整備した上で、職員に対して周知を図った。また、個人情報保護管理者や個人情報保護監査責任者による個人情報に係る管理状況の定期的な点検等が行われている。）

#### ② 不落を見据えた契約手続き

契約にかかる予定価格は作成しているものの、一部の契約において、事業の開始に間に合わないとの理由で、予定価格を上回った金額で契約を締結している案件が確認されたため、予定価格を上回る入札に対応できるよう、余裕をもった入札スケジュールとするなど不落を見据えた契約手続きを行うよう指導。

⇒ **改善**（入札の結果、不落となり再公募の手続きが必要な場合でも、派遣準備に支障なく契約できるように調達手続きが行われている。）

### ③月次契約状況報告書の作成

指定法人の会計規程において、毎月、整備するよう定められている月次契約状況報告書が作成されていなかったため、これを作成するよう指導。

⇒ **改善**（経理担当が月次契約状況報告書を作成し、契約責任者（専務理事）や関係者（経理担当、各事業担当）が定期的に月次契約状況報告書を確認し適切な契約や支出がなされているかの確認が行われている。また特定の者だけで業務が行われることがないよう各事業担当と経理担当が連携し、複数名による決裁の確認が行われているなど内部体制が整備・運用されている。）

## 令和2年度指導監査における「助言」

### ①支出の決定における決裁権限の整理

支出の決定にかかる決裁については、内規（決裁事務取扱区分）により支出の金額等により決裁権者を区分することになっているが、実際は全ての支出の決裁について専務理事が決裁を行っていたため、適切な決裁処理を行うよう助言を行った。

⇒ **改善**（令和2年8月31日に内規（決裁事務取扱区分）の見直しを行い、令和3年3月まで試行的な運用を行った。その結果、専務理事の決裁業務の負担が軽減されるとともに、有識者会議構成員のご意見でもある適切な決裁区分の委譲が実施できていると判断できたため、令和3年4月以降、見直された内規に基づいて適切な決裁処理が行われている。）

### ②各種管理者等の書面による辞令の交付

個人情報保護規程に定めている個人情報保護管理者など、一部、書面による辞令交付が行われていないことを確認。

令和2年度は、業務簡素化の観点から、辞令交付にこだわらず、各種管理者等一覧表を作成し、職員等に周知するなどの代替手段を検討するよう助言を行った。

⇒ **改善**（書面による辞令が必要な者には書面交付しつつ、その他の者については各種管理者一覧表を作成し、職員に対して周知が行われている。）

## (3) 令和3年度指導監査における指摘事項とその対応状況

指定法人における令和2年度の事業実施状況に対して、令和3年9月9日、10日に指導監査を実施し、指摘を行った。厚生労働省からの指摘事項に対する指定法人の現時点における対応状況は以下のとおりとなっている。

### 文書指摘

#### 理事会における議事録の不備

理事会において書面決議（理事会の決議の省略）が行われた場合の議事録の作成については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第4項第1号において記載事項が定められているが、そのうち、①理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事の氏名、②議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名について、記載がされていないため、これらを記載するよう指導。[令和3年11月4日付文書で通知]

#### 【現在の状況】

令和3年11月25日付文書にて、不足していた記載事項を記載した議事録を作成したとの改善報告がなされた。

### 口頭指摘

#### ①適切な物品の管理

物品供用簿が整備されているものの、一部の物品において複数年にわたって貸与されていたり、紛失や破損した際の詳細な記録がなかったため、貸与した物品は所在や状態を定期的に物品管理者が確認し返却させるなど適切に管理するよう指導。

また、物品の紛失や破損した際は理由書の作成や物品管理者に確認の上、修理や廃棄を適切に行うよう指導。

#### 【現在の状況】

令和3年9月16日、貸与した物品は半期（9月末及び3月末）に一度物品管理者に返却させ状態確認を行うこと、紛失等があれば理由書を作成することを職員に対して周知した。今年度は10月に物品の返却・状態確認を実施。

また、物品管理者とは別に検査員1名を指名し、二重チェックを行う体制を整備した。

#### ②契約における規程等の整備

指定法人の会計規程において、正当な理由がある場合を除き、原則一般競争入札に付すことになっているところ、一部の高額な契約について、「同じ会社に統一するため」との理由で随意契約が締結されていたり、契約書を取り交わしていない事例があるなど、不適切な契約手続きが認められたため、随意契約とする場合や契約書を作成する場合の基準等をより具体的に定めた規程等を整備するよう指導。

#### 【現在の状況】

会計規程細則に具体的な基準を定めるため内容を検討中。

### ③代表理事の職務執行状況の報告（令和2年度指導監査における指摘事項（文書指摘）の継続）

代表理事の職務執行状況報告については、対面（Web形式を含む。）で開催された理事会で報告しなければならないところ、令和2年度においては、対面（Web形式を含む。）ではなく書面評決による理事会でのみ報告が行われた。このため、年度毎に最低でも4ヶ月を超える間隔で2回の報告を対面（Web形式を含む。）で開催するよう指導。

※令和3年6月の理事会においては対面形式で1回目の報告がなされていること。また、今回の指導監査において、2回目の報告についても法令に則した対面又はWeb形式で行う予定であることを確認し、一定の改善が図られていることから、口頭指摘とした。

#### 【現在の状況】

令和3年6月及び同年11月の理事会において、対面形式で理事会が開催され、代表理事の職務執行状況の報告がなされた。

#### 助 言

#### 手許現金の使用用途の限定

会計規程において手許現金の上限（30万円）が定められているにもかかわらず、一時的に上限を上回って金庫に保管していたため、規程で定められた上限額を厳守するとともに、真に現金での支払いが必要な場合を除き、原則は口座払いとするよう助言を行った。

#### 【現在の状況】

手許現金は主に謝金支払のために金庫に保管していたが、令和3年10月から現金支給を廃止し振込で行うこととした。その結果、上限30万円を上回って金庫に保管することはなくなった。

## 2 令和3年度指導監査結果を踏まえた課題と対処方針

指定法人における令和2年度の事業実施状況に対して、令和3年9月9日、10日に指導監査を実施した。その際に把握した課題・対処方針は以下のとおりであり、適切に対応していく。

### (1) 令和3年度指導監査において把握した課題

令和2年度指導監査実施時の指摘事項については概ね改善が図られているが、その際に文書指摘とした「代表理事の職務執行状況の報告」については、令和3年度に改善の傾向は認められるものの、令和2年度中の改善が図られていないことが確認された。

また、理事会に関する手続き等が法令等に則して行われていないことが確認された。加えて、会計処理等についても、一部で改善が必要と思われる事例が確認された。

### (2) 対処方針

文書指摘を行ったものについては、文書での改善状況の報告を求めるとともに、確実に実行されるよう適宜状況確認を行う。

また、口頭指摘事項及び助言事項についても、適切な対応が行われているかどうか、適宜改善状況の報告を求め、適正な業務運営が行われるよう継続的な指導を行うとともに、引き続き指導監査を行っていく。

指導監査に加え、令和3年度の新たな取組として、指定法人の各種業務の進捗状況や懸案事項等について、指定法人との定期的な打合せ等を実施し、業務運営について見直しが必要な場合には、速やかな改善が図られるよう随時、指導等を行うこととする。

## **(参考資料) 指定法人の概要**

# 1 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)概要

平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。

平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)。

## 【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

## 【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(平成36年度までの集中実施期間)を策定
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

## 【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

## 【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

## 【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

## 【施行期日】

平成28年4月1日

## 2 戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人の指定

### 【法人の指定】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が指定。

【指定日】 平成28年8月19日（同年10月事業委託、同年11月活動開始）

【指定法人名】 「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」

### 【指定法人の業務内容】

- ・ 戦没者の遺骨の情報収集
- ・ 未収容、未送還の遺骨の収容及び送還等

### 【指定の経緯】

- ・ 公募申請は1法人のみ
- ・ 厚生労働省の評価委員会にて申請内容について評価し、その結果を踏まえ、厚生労働大臣が指定。

### 【根拠法令】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）（抄）

第10条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

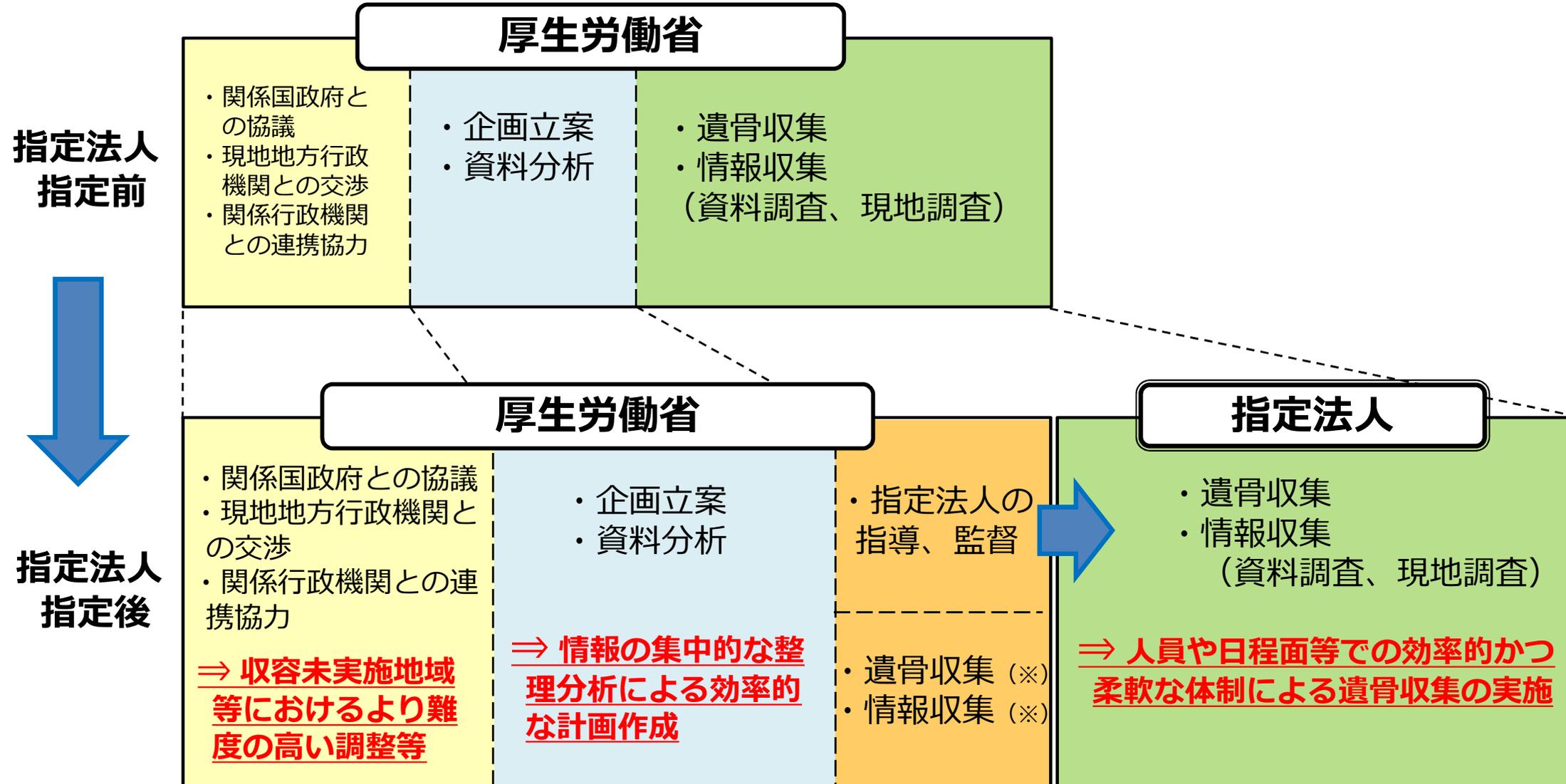
2～4 略

第11条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。
- 二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

### 3 厚生労働省と指定法人の役割分担

- 情報収集及び遺骨収集を一括して指定法人へ業務委託し、より効率的かつ柔軟な体制で事業を実施
- 厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務を行い、遺骨収集を推進



※国が現地政府等との協議等を主体的に実施する必要がある地域 例：フィリピン

## 4 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ①

### 1. 目的

国が行う戦没者の遺骨収集及び関連する事業に対し、必要な協力を行うことによりこれらの事業の促進を図り、またこれらの事業を通して遺骨収集に関する諸外国の理解の促進及び国際親善の増進に寄与すること。

### 2. 設立

平成28年7月1日

### 3. 所在地

東京都港区西新橋1丁目5番11号 「11東洋海事ビル」 5階 (ホームページアドレス: <http://jarrwc.jp/>)

### 4. 事業

- (1) 国が行う戦没者の遺骨収集事業において、国から受託した事業
- (2) 戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集事業
- (3) 戦没者の慰霊事業に協力する関係各団体間の連絡調整業務
- (4) 戦没者の慰霊事業に関連した国際交流の促進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### 5. 社員 (13団体)

一般財団法人 日本遺族会

一般財団法人 全国強制抑留者協会

全国ソロモン会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

公益社団法人 隊友会

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

東部ニューギニア戦友・遺族会

水戸二連隊ペリリニュー島慰霊会

硫黄島協会

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

## 5 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ②

### 6. 役員

役職	人数	職務権限等
会長	1名	一般法人法上の代表理事。この法人を代表し、法人の業務執行を行う。
副会長	2名	うち1名は一般法人法上の代表理事。会長の補佐を行う。
専務理事	1名	一般法人法上の代表理事。会長、副会長の補佐を行い、主に以下の業務を行う。 ① 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書の作成 ② 財産の管理及び会計処理 ③ 事務局職員（臨時職員）の任免 ④ 理事会から委託された事項の処理 ⑤ 理事会の承認が必要な規則、規程等の原案作成等
理事	8名	理事会を構成し、法人の職務を執行する。
監事	2名	主に以下の職務を業務を行う。 ① 理事の職務、法人の業務及び財産状況の監査 ② 社員総会及び理事会で意見を述べること ③ 理事の不正行為等の報告等

### 【役員一覧】

会長（代表理事）	尾辻 秀久	参議院議員
副会長（代表理事）	眞野 章	一般社団法人 全国国民健康保険組合協会会長
副会長	水落 敏栄	参議院議員、一般財団法人 日本遺族会会長
専務理事（代表理事）	竹之下 和雄	常勤役員
理事	伊藤 隆	公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会常務理事兼事務局長
理事	森本 浩吉	東部ニューギニア戦友・遺族会事務局長
理事	住田 陸快	全国ソロモン会副会長
理事	影山 幸雄	水戸二連隊ペリリュー島慰霊会事務局長
理事	岩淵 宣輝	特定非営利活動法人 太平洋戦史館会長理事
理事	寺本 鐵朗	硫黄島協会会長
理事	赤木 衛	特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団理事（代表）
理事	植木 美知男	公益社団法人 隊友会事務局長
監事	瀬尾 昌平	特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団理事
監事	盛川 英治	一般財団法人 日本遺族会事務局長